

弁護士による 災害相談ダイヤル



このたびの豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援、生活・事業に関する事など)がありましたら、なんでも弁護士にご相談下さい。



- たとえば、こんなご相談・・・
- 隣の塀が壊れて自宅敷地に入ってきた。
 - 住宅ローンが支払えなくなった。
 - 火災保険の補償があるのか。
 - 罹災証明の認定が予想よりも低く困っている。
 - 借りていた代車が土砂で流され、損害賠償請求されている。
 - 義援金を受領したら、生活保護が打ち切られるか。

通話料 無料 相談料 無料

土日祝日を含め毎日 12時～16時

 **0120-611-613**

※以前ご案内した☎082-502-0612も引き続き利用可能です(通話料有料、相談料無料)

主催: 広島弁護士会 / 共催: 日本弁護士連合会

上記相談ダイヤル以外の被災者支援情報(広弁ニュース、チェックリスト、無料面談相談等)は、広島弁護士会のホームページ(『広島弁護士会』で検索可)をご覧ください